

第4節 食品の安全確保

現状と課題

食品安全推進計画

- 平成27年2月、都は食の安全を確保する施策を一層推進するため「東京都食品安全推進計画」¹⁾を改定しました。計画では食品安全を取り巻く課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策として、HACCP²⁾の導入支援や食品安全に関する健康危機管理体制の整備、リスクコミュニケーション³⁾の推進等を「重点施策」として位置付けています。

食中毒対策

- 都内における食中毒は、年間100件前後で推移しています。平成28年度は、高齢者施設で発生した腸管出血性大腸菌O157食中毒により15年ぶりに死亡者が発生しました。圏域の学校給食施設では、ノロウイルスに汚染された広域流通食品によって患者数1,000名を超える大規模食中毒が発生しました。また、生又は加熱不十分な鶏肉を原因とするカンピロバクター食中毒が依然として多発しています。
- これらを踏まえ、保健所では食品等事業者（以下「事業者」とする）に対し、監視指導や衛生講習会を通じて食品の衛生的な取扱いや従事者の健康管理等について指導を徹底しています。消費者に対しては、広報紙・誌の発行など食中毒防止に関する普及啓発を行っています。

【圏域における食中毒発生状況（多摩立川保健所実績）】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	2	12	7	3	4
患者数	81	134	37	1,106	36

食品の適正表示

- 平成27年4月に、「食品衛生法」、「JAS法」及び「健康増進法」の食品表示に関する基準を一元化した「食品表示法」が施行され、新たな食品表示制度がスタートしました。食品表示が消費者の自主的かつ合理的な食品選択に資するよう、消費者庁は引き続き制度の検討を行い、平成29年9月には全ての加工食品を対象とする原料原産地表示制度が施行されました。保健所は新たな食品表

1) 「東京都食品安全推進計画」：生産から消費に至る各段階で、食品の安全確保に関する施策を推進し、食に対する都民の信頼を確保することを目的とする全庁横断的な計画。現計画では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、計画期間を平成27年度から32年度(2020年度)までの6年間とした。

2) HACCP(ハザップ)：Hazard Analysis Critical Control Point(危害分析重要管理点方式)の略。食品の衛生管理の手法で、食品の製造工程における危害度を分析し、食中毒などの危害を発生させる危険性の高い部分を重点的に管理するシステム。

3) リスクコミュニケーション：消費者、事業者、行政担当者やその他の関係者の間で情報及び意見を相互に交換することにより、リスクに関する正しい情報を共有し、その問題についての理解を深め、お互いによりよい決定ができるよう合意をめざすために行うコミュニケーションのこと。リスクコミュニケーションを行うことで関係者の間に信頼と安心が育ち、リスクを低減していくための共通の姿勢をもつことができる。

示制度を事業者へ周知して、新表示への切り替えを促進するとともに、消費者に対して制度の普及啓発を行っています。

【食品関係施設監視指導件数（多摩立川保健所実績）】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	19,015	19,596	17,581	17,437	18,820

【要因別苦情件数（多摩立川保健所実績）】（平成29年度）

合計	有症	異味 異臭	異物 混入	表示	変色	変質	腐敗 変敗	カビ 発生	食品 取扱	施設 設備	その 他
314	89	19	59	32	0	1	1	12	40	22	39

自主的衛生管理

- 食品の安全確保は、事業者の責務であり、食中毒等による健康被害の発生を未然に防止するためには、事業者による自主的な衛生管理を一層推進させることが必要です。厚生労働省は、平成30年6月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」を公布し、全ての食品等事業者に対してHACCPに沿った衛生管理を義務付けました。保健所においても、こうした動きを踏まえ、事業者への制度の周知や技術的支援を行い、HACCPの導入を支援しています。
- また、保健所は、食中毒を発症した場合に重症化するおそれのある乳幼児や高齢者等に食事を提供する社会福祉施設、食中毒が発生した場合に大規模化しやすい学校給食、弁当調理等の大量調理施設における自主的衛生管理の推進についても、重点的な取組を行っています。保健所は、これらの施設における食中毒の発生を防止するため、事業者の自主的衛生管理の導入を支援しています。また、事故発生時には迅速かつ的確に対応して被害の拡大防止を図れるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努めています。

リスクコミュニケーション

- 食品の安全確保推進のためには、消費者、事業者及び行政担当者が、食の安全に関する情報を共有することが重要です。そこで、都は「食の安全都民フォーラム」や「食の安全都民講座」の開催など、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進しています。保健所は、消費者向けの講習会等を開催しています。また、「たべもの安心ねット」、「健康だより」等の広報紙・誌の発行、保健所ホームページを通じて、食品の安全に関する普及啓発を行っています。

【食品衛生講習会開催状況（多摩立川保健所実績）】（平成29年度）

講習会内容（対象者）	実施回数	参加人数
食品衛生講習会（営業者）	73	3,473
食品衛生講習会（消費者）	4	425



第74号 第75号
「たべもの安心ねット」

今後の取組

(1) 「東京都食品安全推進計画」に基づき、食品安全行政を推進します

保健所は、圏域における食品の安全を確保し、消費者の食品に対する信頼を確保するため、圏域各市、関係機関及び関係団体と連携・協力して、「東京都食品安全推進計画」に基づく総合的な食品安全行政を推進します。

(2) 自主的衛生管理の導入を支援し、食中毒対策を推進します

保健所は、食中毒の発生を未然に防止するため、事業者に対する監視指導や検査を実施します。また、衛生講習会や食品衛生協会の自治指導員¹⁾による巡回指導などの機会を通じて、自主的衛生管理の導入を支援します。特に、乳幼児や高齢者等に食事を提供する社会福祉施設及び学校や弁当調理等の大量調理施設については、関係機関とも連携して、重点的に自主的衛生管理の導入を支援します。また、「食品衛生法」の改正によるHACCPの制度化を踏まえて、事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入を支援します。

(3) 食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進します

保健所は、広報紙「たべもの安心ねット」やホームページ、講習会等を活用して食の安全に関する最新情報を提供し、事業者や消費者とのリスクコミュニケーションを推進します。

また、圏域各市、関係機関・関係団体との連携を密にして意見交換を行い、家庭や学校、保育所等で食中毒が発生しないよう食品衛生知識の普及啓発に努めます。

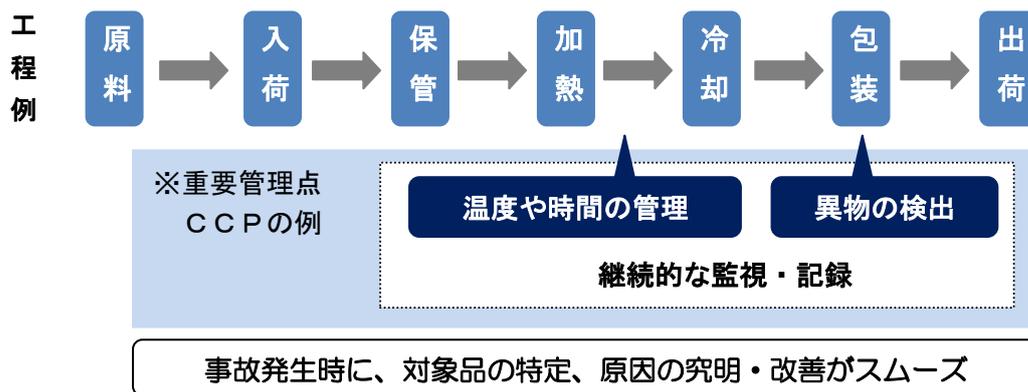
重点プラン19	自主的衛生管理の導入を支援し、食中毒対策を推進します
指標 ②	学校、社会福祉施設等の給食施設及び大量調理施設における自主的衛生管理
ベースライン	
指標の方向	充実させる

1) 自治指導員：一般社団法人東京都食品衛生協会が、会員施設における食品衛生の向上と自主的な衛生管理の確立のために設けている制度。自治指導員は保健所と協力して、会員施設の現場簡易検査の実施や自主管理点検表の活用など自主的衛生管理の取組を支援するほか、食品衛生街頭相談や消費者懇談会への参加などを通じて地域における食品衛生の向上のために活動している。

コラム

HACCPによる衛生管理

HACCP（ハサップ）とは、事業者自らが、食品の安全を脅かす可能性のある食中毒菌等の危害要因を分析（HA：Hazard Analysis）した上で、原料の入荷から製品の出荷・提供までの一連の工程の中で、その危害要因を除去・低減させるために特に重要な工程（CCP：Critical Control Point）を適切に管理することで製品の安全を確保する衛生管理手法です。



- ★HACCPで管理する危害要因の例
- 生物的要因：細菌、ウイルス、寄生虫等
 - 化学的要因：洗浄剤、食品添加物、農薬、動物用医薬品、アレルギー、自然毒等
 - 物理的要因：硬質異物（石、ガラス、金属等）

第5節 生活衛生対策

現状と課題

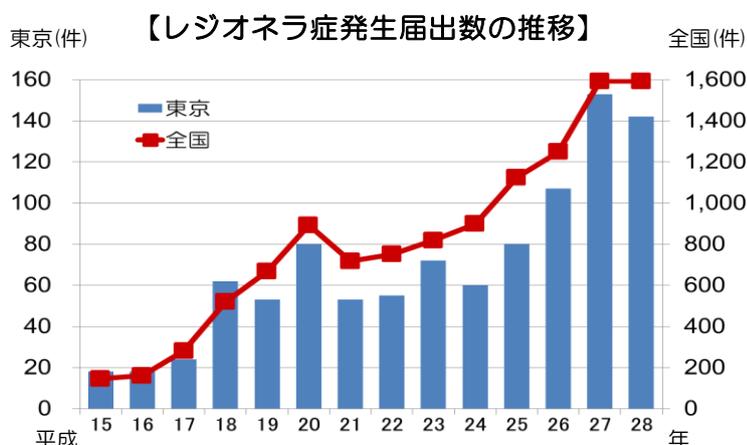
環境衛生営業施設等の衛生確保

- 保健所は、住民の日常生活に密接な関係を持つ理・美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等の環境衛生関係営業施設及びプールの衛生水準を維持・向上するため、法令に基づき営業許可事務や立入検査等を実施しています。環境衛生関係営業施設は更新手続きが不要なため、営業許可時の施設検査による確認と定期的な監視指導が特に大切です。また、圏域では JR 立川駅周辺の再開発が進み、ビジネスホテルや理・美容所等が集積してきていることから、これらの事業者に対する衛生指導の徹底が重要となっています。
- プールについては、都条例で構造設備や安全・衛生管理の基準を定めており、保健所は、プールの安全・衛生管理を確保するため、毎年度、全施設を対象に監視指導を行っています。また、プール開きの前に、営業プール及び学校プールの経営者・管理者や幼稚園・保育所のプール管理者を対象とした講習会を開催しています。なお、学校教育活動として位置付けられる学校プールについては、「学校保健安全法」でも管理の方法が規定されています。

レジオネラ症予防対策

- レジオネラ症は、レジオネラ属菌¹⁾によって起きる感染症で、「感染症法」の四類感染症²⁾に指定されており、発生届出件数は全国的に増加傾向にあります。国内では主に入浴施設等を発生源とした感染事例が報告されており、死亡者も発生しています。レジオネラ属菌は土壌中の常在菌ですが、公衆浴場や旅館の入浴施設、加温プール等で増殖することがあります。レジオネラ症の発生を予防するため、施設管理者は、日頃から施設の衛生管理に努める必要があります。

保健所では、これらの施設に対する立入検査や施設管理者に対する講習会を行い、レジオネラ症の発生防止に向けて、施設における衛生管理の徹底を指導しています。



- 1) レジオネラ属菌：土壌や河川、湖沼等の自然界に広く生息している細菌で、ビル空調用冷却塔や循環式浴槽等の人工環境中で大量に増殖することがある。一般に 36℃前後が最も増殖に適しているといわれる。
- 2) 四類感染症：四類感染症とは、動物、飲食物などの物件を介してヒトに感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症である。媒介動物の輸入規制、消毒、物件の廃棄などの物的措置が必要とされる。

【行政検査におけるレジオネラ属菌検出率の推移（多摩立川保健所実績）】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
検出率（％）※	7.6	7.9	6.6	8.1	8.1

※レジオネラ属菌が検出された施設の割合（圏域内の公衆浴場、旅館、プール）

- レジオネラ症は、免疫力が低下しているなど、病気に対する抵抗力の弱い人が発症しやすい傾向があります。高齢者等が利用する社会福祉施設及び有料老人ホーム等では、入浴施設の水質管理や設備点検等を適切に実施することでレジオネラ症を予防する必要があります。

社会福祉施設等の入浴施設は「公衆浴場法」の規制を受けません。そこで、都は衛生管理指針を定め、これに基づき保健所が、関係者と連携しながら適切な衛生管理方法の普及を図っています。

- 保健所は、毎年度、社会福祉施設等を含む入浴施設とプールの管理者を対象に、施設の衛生確保や健康危機管理等をテーマとした衛生講習会を実施しています。また、各施設から定期的に管理状況や水質検査結果に関する維持管理状況報告書の提出を求め、指導を行っています。

生活環境の衛生確保

- 再開発が進む JR 立川駅周辺をはじめとした圏域の特定建築物¹⁾は、平成 29 年度末で 225 施設となり、10 年前の 1.3 倍に増えています。多数の人が建築物を快適に利用できるよう、監視指導により特定建築物の衛生的環境の確保を図る必要があります。
- 一般住宅では、アレルギー疾患やシックハウス症候群²⁾に関する問題が発生することがあり、保健所に対して相談が寄せられています。また、ねずみ、アタマジラミやスズメバチなどに関する相談も市や保健所に寄せられており、駆除方法の助言等を行っています。

【生活環境相談件数（多摩立川保健所実績）】（平成 29 年度）

空気・カビ等	ねずみ昆虫等	化学物質	その他	合計
4	115	5	28	152

- 近年、輸送手段の発達等により感染症流行地域から人や物資等を介して病原体が国内に侵入したり、デング熱等蚊が媒介する感染症が国内で流行することも懸念されています。

都では、蚊が媒介する感染症をまん延させないため、都内で生息する蚊を定期的に捕集し、蚊の種類と数及び感染症病原体の有無を調査するとともに、平常時から地域全体で蚊の発生抑制に取り組むための普及啓発等を行っています。

1) 特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める多数の人が利用する一定規模以上の建築物。事務所、店舗、ホテル、学校等が該当する。

2) シックハウス症候群：建材等から発生する化学物質や殺虫剤等による体調不良、ダニ・カビが原因となるアレルギー症状の悪化等、住まいに起因する健康被害の総称。

貯水槽水道等の衛生確保

- 圏域には、平成30年3月末現在、地下水を水源とする専用水道¹⁾が20施設あり、給水人口は約6万人、一日最大給水量は約6,400m³です。また、飲用に利用している井戸は97施設あります。地下水は、し尿や工場排水等により有機溶剤や耐塩素性病原微生物²⁾に汚染されることがあるため、汚染された水を飲用に利用しないよう、周辺の環境や水質の変化に注意する必要があります。
- 平成25年4月、地方分権の一環で「水道法」及び関連法令に係る業務が市に移譲されました。都においては、保健所設置市を除き、市から委託を受けた都の保健所が、専用水道や貯水槽水道等の監視指導等を実施しています。一方、震災時等における応急給水業務は市の業務に位置付けられています。市は都と連携して、衛生管理を含めた安全で確実な給水体制の確保に努めています。

動物の愛護と管理

- 都における犬の登録頭数は、平成28年度末現在、519,417頭³⁾、圏域6市では28,467頭³⁾です。登録頭数は年々増加し、登録が「毎年1回」から現行の「飼い犬一生に1回」に変更となった平成7年度の登録頭数と比較して、2.1倍となっています。一方、狂犬病予防接種率は年々減少しており、平成7年度には全都で100%³⁾でしたが、平成28年度は73.4%³⁾に減少し、圏域でも72.7%³⁾と都平均とほぼ同じでした。接種減少の原因の一つとして、登録制度が「一生につき1回」となったことから、飼い犬の死亡や転居に伴う届出が行われないケースが増加するなどして、接種率の母数となる登録犬数が実際の頭数よりもかなり上回ったことが指摘されています。市は、飼い主に対し登録後の届出の必要性を周知し、届出を徹底していく必要があります。
- 近年のペットブームを背景に、犬や猫をはじめ、様々な動物が飼育されるようになり、ペットに関するトラブルが多くなっています。犬による咬傷事故は、平成28年度に都内では308件⁴⁾発生しています。トラブルの多くは、飼い主のモラルの欠如や適正飼養に関する知識の不足などによるため、飼い主への適正飼養に関する普及啓発が一層重要となっています。また、飼い主のいない猫に対するエサやりなど、住民間の意見対立といった問題も発生しており、普及啓発の課題は少なくありません。

1) 専用水道：水道事業以外の水道で、寄宿舍、社宅、療養所等において100人を超える居住者に給水する水道、又は、飲用等、人の生活用水として1日最大給水量が20m³を超える施設であって、水槽容量等が一定規模以上の水道をいう。

2) 耐塩素性病原微生物：クリプトスポリジウム、ジアルジア等、塩素剤に強い耐性をもつ病原微生物。通常の塩素濃度では殺菌できないため、膜ろ過や紫外線殺菌等で処理する。

3) 出典：東京都福祉保健局調べ

4) 犬による咬傷事故件数：環境省「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」

今後の取組

(1) 環境衛生関係営業施設における衛生水準の向上を図ります

環境衛生関係営業施設及びプールの管理者は、衛生水準の維持・向上と自主管理を進めます。

保健所は、監視指導を確実に実施するとともに、管理者自らが日常管理の進捗確認や効果判定ができるように自主管理の推進を支援します。また、講習会等を活用した衛生知識の普及に努めます。

(2) 入浴施設等のレジオネラ症対策を強化します

入浴施設等の管理者は、レジオネラ症対策を進めるための自主管理に努めます。

市は、市民プール、福祉会館等公共施設のレジオネラ症対策を積極的に進めます。

保健所は、入浴施設等の衛生管理状況を報告書により把握して指導を行うとともに、必要な施設に対しては立入検査等を実施します。レジオネラ属菌の行政検査が不適となった施設に対しては、衛生管理指導を強化し、レジオネラ症患者発生時には、迅速かつ的確な対応を実施します。また、監視指導及び衛生教育を実施し、自主管理体制の構築に努めます。

(3) 快適な生活環境の確保を図ります

市及び保健所は、ねずみ、アタマジラミやスズメバチなどに関する相談対応に努めます。また、感染症を媒介する蚊の発生抑制のため、平常時の普及啓発等に努めます。

保健所は、特定建築物について、効果的な監視指導及び衛生教育を実施し、衛生的環境の確保を図ります。また、平成28年度改定の「健康・快適居住環境の指針」¹⁾等を活用し、健康で快適な室内環境の確保に向けた普及啓発に取り組みます。

(4) 飲用水の安全性を確保するための対策を図ります

水道施設の管理者は、飲用水の安全確保に努めます。

市は、公共施設の水道施設を適切に管理します。また、災害に備えて安全な飲料水を確実に確保するとともに、応急給水体制の整備を図ります。

保健所は、地下水汚染等による健康被害を防ぐため、水質監視指導等に努めます。

(5) ペットとの共生社会を創るため、適正飼養の普及啓発を推進します

犬・猫等のペットに対する適正飼養を進めるため、東京都動物愛護相談センター、市、動物愛護推進員及び獣医師会等は講習会等を通じて、ペットの飼養者に適正飼養の普及啓発を推進します。

市は、飼い犬の登録及び変更の届出（死亡、転居等）の徹底と年1回の狂犬病予防接種の確実な実施に努めます。

1) 「健康・快適居住環境の指針」：住宅を中心に、快適な居住環境の状態と快適な住まい方を示した都のガイドライン。

重点プラン20	入浴施設等のレジオネラ症対策を強化します
指標 ㉓	公衆浴場・旅館業・プールの維持管理状況報告書の提出率
ベースライン	91.8%（平成29年度）
指標の方向	上げる

圏域市の紹介（武蔵村山市）

『武蔵村山市魅力づくり推進事業PRキャラクター「むむちゃん」』

「武蔵村山市魅力づくり推進事業」は、本市伝統の技を持つ匠や地域の魅力を伝承する力を保有している方に、「魅力マイスター」の称号を授与し、また、市の魅力をSNS等のツールで発信していただける方に、「魅力教え隊」の隊員証を配布して活動を広げています。



武蔵村山市の魅力をどんどん発見・発信していきます！
ハッシュタグ「#MM教え隊」

「むむちゃん」は、本事業をPRするキャラクターとして市内在住の漫画家である、なるあすく先生により生み出されました。今後の活躍にご期待ください。



本名：むむちゃん
好きなもの：お茶、温泉、小松菜
口ぐせ：むむっ！
身長：みかん3個分
体重：ひみつ
むむちゃんの宣言：「私は武蔵村山の魅力を皆さんと一緒に広めていくことを誓います。」

第6節 アレルギー対策

現状と課題

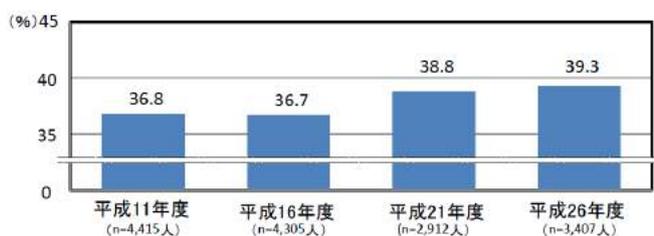
アレルギー疾患の現状と国や都の動き

- 国民の約2人に1人が、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患に罹患していると言われています。厚生労働省が行っている患者調査のデータを基にした推計では、アレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は増加傾向にあります。アレルギー疾患の中には急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化によって死に至る場合もあり、職場、学校、家庭等のあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼすことから、アレルギー疾患対策は重要な健康課題となっています。
- こうした状況を踏まえ、国は「アレルギー疾患対策基本法」（平成27年12月施行）を制定しました。この法律では、都道府県はアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができますとしています。これを受けて都は、平成30年3月に、都におけるアレルギー対策を総合的に推進していくため、「東京都アレルギー疾患対策推進計画」（平成29年度～平成33年度（2021年度））を策定しました。この計画を基に、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりを推進していくこととしています。

食物アレルギー

- 都が平成26年度に実施した「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」では、「3歳までに何らかのアレルギー症状があり、かつ診断されている児」の割合は約4割でした。食物アレルギーの主な症状は「皮膚がかゆくなる」、「じんましんがでる」、「せきがでる」などですが、まれにアナフィラキシー¹⁾などの重篤な状態を引き起こすことがあります。アレルギー症状の発現を防止するためには、アレルゲン²⁾を含む食物を摂取しないことが大切です。

【3歳までに何らかのアレルギー症状があり、かつ診断された児の割合】



出典：「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」（平成26年度）

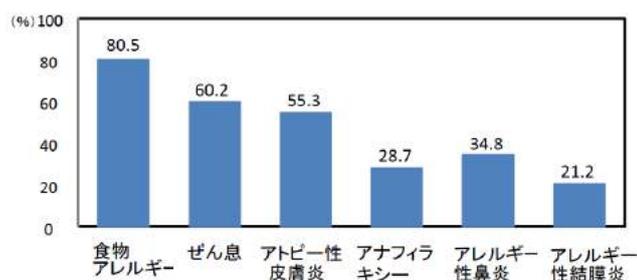
- 上記調査によると、食物アレルギーと診断された子供の62.6%がアレルゲンとなる食物の除去又は制限をしていました。制限・除去の1割が保護者の判断によるものであることから、正しいアレルゲンの診断に基づく必要最小限の除去が行われるよう普及啓発を行うことが必要です。

1) アナフィラキシー：全身にわたって起きるアレルギー反応。意識が朦朧したり、血圧が低下したりするなどのショック症状がみられる。
2) アレルゲン：アレルギーを引き起こす物質のこと。

また、食物アレルギーと診断された子供のうち、4人に1人が誤食により症状が出たことが明らかになっています。こうしたことから、誤食を防ぐとともに、症状が出現した際に適切な対応を行うことが重要です。

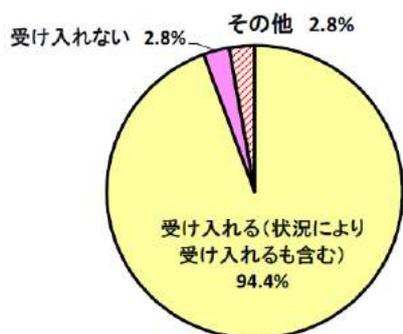
- 都が平成26年度に、都内児童福祉施設、幼稚園等7,405施設を対象に実施した「アレルギー疾患に関する施設調査」によると、約8割の施設に「食物アレルギーのある園児・児童が在籍」していました。また、約9割の施設が「食物アレルギーのある園児・児童を受け入れる」と回答した一方で、「エピペン¹⁾を処方されている子供を受け入れる」と回答した施設は約6割でした。約1割の施設が「エピペンを処方されている子供の受け入れを断る」と回答しました。こうしたことから、保育園等の児童福祉施設や幼稚園、学校等に対し、食物アレルギーを始めとしたアレルギー疾患に関する正しい知識や、エピペンの使い方等を含めた緊急時の対応等について普及啓発していくことが必要です。

【アレルギーのある園児・児童が在籍している施設割合 (5,348施設)】



出典：「アレルギー疾患に関する施設調査」(平成26年度)

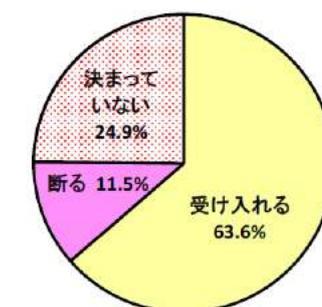
【アレルギーのある子供の受け入れ体制】



(無回答を除く n=5,240施設)

出典：「アレルギー疾患に関する施設調査」(平成26年度)

【エピペンを処方されている子供の受け入れ体制】



(無回答を除く n=5,073施設)

出典：「アレルギー疾患に関する施設調査」(平成26年度)

- 国は、平成13年4月から、食物アレルギーによる健康被害を防止するため、アレルゲンのうち発症件数が多いものや発症した際の症状が重いものを含む加工食品について、表示を義務

1) エピペン:「アドレナリン自己注射薬(エピペン®)」は、アナフィラキシー症状をきたした患者に対して、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤。患者の病状に応じて、エピペン処方登録医師により処方される。

付けています。しかし、外食及び中食（以下「外食等」という。）では、アレルゲンの表示義務はなく、アレルゲン情報を適切に提供している施設は多くはありません。

平成26年、消費者庁は、食物アレルギーに関する学識経験者や患者団体、外食等の事業者団体等からなる「外食等におけるアレルゲン情報の在り方検討会」を設置・開催し、外食等事業者による自主的なアレルゲン情報の提供について、中間報告を取りまとめました。

- 平成24年には、都内の小学校で食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの死亡事例がありました。この事例を教訓として、保健所では都立小児総合医療センターのアレルギーエドゥケーターを招聘し、圏域の保育士や幼稚園教諭、小中学校教諭等を対象にした講習会（緊急時に使用するエピペンの使用方法を模擬的に体験するなど）を実施しています。
- さらに保健所では、学校・保育園給食のアレルギー対策を推進するため、平成26年度から平成29年度までの4年間、施設へのアンケート調査や調理作業における食品へのアレルゲン移行実験などを独自に実施しました。この調査結果をもとに、調理作業時の意図せぬアレルゲンの混入防止対策など、小規模な施設においても対応可能な対策をまとめた普及啓発用リーフレットを作成し、周知・啓発に努めています。

花粉症

- 花粉症は、スギなどの特定の花粉によって起きるアレルギー疾患です。原因となる花粉は、スギ以外にもヒノキ、ブタクサ、ヨモギ、カナムグラなど様々な種類が報告されています。都では10年ごとに「花粉症患者実態調査」を行っています。平成28年度に都内で実施した結果では、都民のスギ花粉症の推定有病率は、48.8%であると推計されています。平成8年度の調査では19.4%、平成18年度の調査では28.2%であり、今回の結果と合わせてみると、スギ花粉症の患者数は年々増加している傾向にあります。
- 都は、花粉症に関する根本的治療の臨床研究や花粉の少ない森づくりなど総合的な花粉症対策を進めています。また、花粉症予防対策として、都内のスギ・ヒノキ科花粉及びブタクサなど草本類の飛散状況を観測し、インターネット等で情報提供しています。スギ・ヒノキ科花粉については、飛散量や飛散開始日等の予測も行い公表しています。

その他のアレルギー疾患対策

- 都は、昭和47年10月から、大気汚染の影響を受けたと推定される気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫の4疾病について、18歳未満の患者を対象に医療費助成を開始し、現在に至っています。

保健所では圏域の市が受け付けた医療費助成申請について、条例に基づく認定審査会を設置・運営し、知事の申請認定に対する意見の具申を行っています。

○ 室内環境要因も、ぜん息等アレルギー疾患と関連があるとされており、発症予防や症状軽減のためには、室内のアレルゲン（ダニ、ハウスダスト、カビ、動物の毛やフケ等）対策を通じた良好な室内環境の確保が重要です。

コラム

食物アレルギーに関するアンケート調査結果

管内6市の107保育園（園児数11,638名）を対象に、食物アレルギーを有する園児数、原因となる食品、アレルギー事故事例、事故防止対策について調査（調査期間：平成26年～平成28年）

1 原因食品別アレルギー園児数

<アレルギー園児数>
544名/11,638名在籍(約4.7%)

<アレルギー原因食品>
1位 卵(約68.4%)
2位 乳(約25.4%)
3位 落花生(約11.9%)

アレルギー児の約7割が卵アレルギーを保有！
アレルギーの原因食品は、上位3食品で全体の6割以上を占めており、その種類は多様化しています！

アレルギー園児の内訳（複数回答有）



2 アレルギー事故事例

107園中35園(約33%)で事故が起きていました。主な事例として、アレルゲンの付着した器具をアレルギー対応食に使用、おかわり時の配膳ミス、仕入食品の確認不足などが挙げられます。また、事前に気づいて、事故には至らなかったが、誤配膳等の事故があったとの回答が10園からありました。

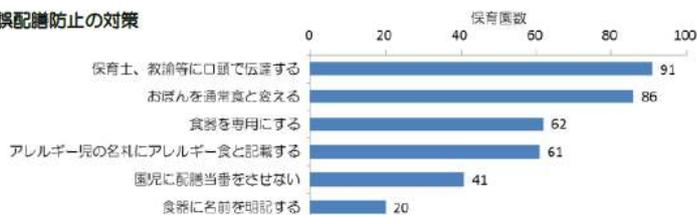
3 事故防止対策の状況

(1) 調理時の対策

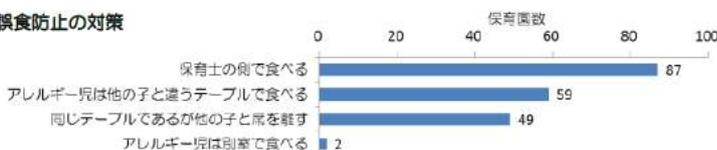
ソフト面の対策は多くの園で実施。ハード面の対策を行っている園は少数。



(2) 誤配膳防止の対策



(3) 誤食防止の対策



今後の取組

(1) 食物アレルギー対策を推進します

市及び保健所は、住民がアレルギーを含む加工食品に対し適切な対応ができるよう、各種保健事業を通じて、食物アレルギー対策に関する普及啓発に努めます。

保育所、幼稚園及び学校では、食物アレルギーに対する理解を深めて対応マニュアルを作るとともに、アナフィラキシー等の緊急時には適切な判断・対応を行います。

保健所は、衛生監視指導や衛生講習会などを通じ、食品関係事業者に対して、アレルギー表示の適正化を図るよう指導するとともに、学校給食等におけるアレルギーの混入防止対策について、必要な助言、指導を行います。また、栄養管理講習会などを通じて、特定給食施設等の栄養管理者等に対し、必要な情報提供を行います。

(2) 花粉症に関する相談対応の充実を図ります

保健所及び市は、花粉症に関する相談に対して、アレルギーとなる花粉との接触をなるべく避けるための生活方法などについて助言を行います。

保健所は、飛散予測に資するため花粉飛散量の測定を実施するとともに、花粉飛散量等を掲載したホームページの紹介や小冊子「花粉症ーロメモ」の配布等により、花粉症の予防・治療に役立つ情報の提供に努めます。

(3) 地域関係者の相談・対応技術について向上を図るとともに、アレルギー疾患対策の普及啓発を推進します

保健所は、市や医療機関の協力を得て、保育所、幼稚園や学校及び地域保健関係機関の指導者向けに、アレルギー疾患の正しい知識や適切な対応方法に関する研修会等を開催します。また、日常生活や室内アレルギー対策に関する相談対応の充実を図るとともに、アレルギー疾患に関する総合サイト「東京都アレルギー情報 navi.」や各種ガイドブック等を活用して正しい知識の普及啓発を図ります。さらに、関係者に対する衛生教育等を通じて、地域におけるアレルギー対策の充実を推進します。

市は、母子保健事業等を通してアレルギー疾患対策の普及啓発に努めます。

重点プラン21	地域関係者の相談・対応技術について向上を図るとともに、アレルギー疾患対策の普及啓発を推進します
指標 ⑳	アレルギーに関する研修会等
ベースライン	
指標の方向	充実させる

コラム

東京都アレルギー情報navi. Tokyo Allergy Portal Site



都は、アレルギー疾患に係る様々な情報を都民や保育施設・医療機関等の従事者等にお届けするため、『東京都アレルギー情報navi.』を開設しています。

アレルギー疾患に係る基礎知識、対応・対策、緊急時の対応、ガイドラインや出版物、医療機関情報等について、新しく分かりやすい情報をお知らせしています。



掲載コンテンツ
 アレルギー疾患の基礎知識／症状軽減等のための自己管理方法／研修教材等の出版物／緊急時対応マニュアル／専門医・医療機関情報／診療ガイドライン等の情報／よくある質問／講演会・研修情報／関連リンク 他

<東京都アレルギー情報 navi.>

URL: <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/allergy/>